

熊本県生活困窮大学生等のための 給付金交付事業



新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている、熊本県内の大学生等
及び熊本県外に進学した大学生等のみなさんに**5万円**を給付します。



概要

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活に困っている熊本県内の大学生等及び熊本県外に進学した大学生等のみなさんに給付金を交付し、修学の継続を支援します。

対象者

令和2年(2020年)4月7日時点で、下記(1)、(2)のいずれかに該当する者。
(1) 熊本県内の大学等に在籍している者。
(2) 熊本県内の高等学校等を卒業・修了後、熊本県外の大学等に在籍している者。
※大学等：大学(4年制、6年制)、短期大学、大学院、高等専門学校(4、5年及び専攻科)、専修学校(専門課程)

支給要件

対象者の生計維持者(父母等、大学生等の学費や生活費を負担している者)が直近の住民税が非課税であること。

申請方法

交付申請書と以下の添付書類を、熊本県企画課大学生等給付金係へ郵送で提出してください。

- <添付書類>
- 【必須】次のいずれかの書類のコピー
 - ア.生計維持者の直近の個人住民税の課税証明書
 - イ.生計維持者の生活保護受給証明書
 - ウ.在籍する大学等において授業料等減免対象者(第Ⅰ区分)であることを確認できる書類(大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免認定結果通知書など)
 - 【必須】給付金の振込先の通帳のコピー(口座名義や口座番号等が確認できる箇所)
※振込先の口座は原則本人名義の口座をお願いします。振込先の口座名義が申請者本人の氏名と異なる場合には、委任状の添付が必要です。
 - 【必須】大学等に在籍することを確認できる書類のコピー(学生証のコピーなど)
 - ④①のア、イを添付している方のみ必要】生計維持者の住民票のコピー(世帯全員分)
 - 【熊本県外の大学等に在籍している方のみ必要】高等学校等の卒業証書等のコピー
 - 【高等学校卒業程度認定試験合格者の方のみ必要】合格証明書のコピー及び中学校の卒業証書等のコピー
 - 【熊本県内に居住しながら熊本県外の高等学校等を卒業した方のみ必要】高等学校等卒業時に熊本県内に居住していたことが確認できる書類のコピー(住民票や戸籍の附票のコピーなど)

受付期間

令和2年(2020年)
5月27日(水)～9月15日(火)

提出先

〒862-8570
熊本県企画課
大学生等給付金係 (※住所記載不要)



事業の概要や、申請書のダウンロードなどは、熊本県庁ホームページから行ってください。

©2019熊本県くまモン

《問合せ》熊本県生活困窮大学生等給付金相談窓口(9時～19時/平日及び土日祝対応)

電話：096-333-2738

ホームページ：https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_33055.html

または

熊本県企画課

検索

令和2年度 第2回教育委員会定例会

5月15日(金) 教育委員会定例会を開催しました。
(議事内容)

- 諸般の報告および教育上の問題点について
 - 経過報告および今後の行事予定
 - 当面する教育上の問題について
 - ・教育活動の再開について
 - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る行事の在りかたなどの見直しについて
 - ・業務改善加速事業について
- その他
 - 教科書展示会について
 - 学校訪問について

※なお、議事詳細については、議事録の開示を行います。

問 教育課 学校教育係 ☎57-8507

認知症の相談窓口を ご存知ですか?



新型コロナウイルス感染予防のため、三密を避け、外出自粛を続けることで、運動の機会や交流の機会が減少し、高齢者の心身の機能が低下して虚弱状態になることが心配されています。認知症の発症や進行も、その一つです。以前と違うことに気づいたときや、ご家族の対応に不安があるときには、相談できる窓口があります。

一人で悩んだり、介護を抱え込むことがないように、相談窓口をご活用ください。

問 地域包括支援センター ☎69-9760

～その他の相談窓口～

南関町認知症介護家族支援の会事務局(南関町社会福祉協議会)
☎69-9020

茶話会開催中!

熊本県認知症コールセンター(水曜日を除く毎日9:00～18:00)
☎096-355-1755 E-mail ☐ nintisho@oasis.ocn.ne.jp

若年性認知症の電話相談(日曜日を除く毎日10:00～15:00)
☎0800-100-2707

介護保険料(65歳以上の人)本算定のお知らせ

□介護保険料(年額)を7月中旬(予定)に通知します。

介護保険料は、本人・世帯の住民税の課税状況と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。また、確定した介護保険料と、4月の仮徴収・暫定賦課分を差し引いた残りが今後支払う介護保険料となります。

(年額)	(仮徴収・暫定賦課)	(本徴収・以降の納期に振り分け)
確定した 令和2年度年間保険料	特別徴収 普通徴収	4・6・8月 第1・2期
		10・12・2月の3回 第3・4・5・6期の4回

□介護保険料の納めかた

○特別徴収(年金からの天引き)

- ・65歳以上で、年金を年額18万円以上受けている人。

○普通徴収(納付書、口座振替による納付)

- ・特別徴収にならない人。・年金が年額18万円未満の人。

※年度途中で65歳になった人や転入した人で、かつ年金を年額18万円以上受けている人は、当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます。

※お支払いは、納付書により役場または町が定める金融機関等で納めてください。また、納付の手間が省ける口座振替が便利です。(詳しくは、福祉課介護保険係まで)

□普通徴収の納期限(令和2年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月30日(木)	6月30日(火)	8月31日(月)	11月2日(月)	12月25日(金)	3月1日(月)

□介護保険料を滞納していると

地方自治法の督促・滞納処分の例により、処分を受けることがあります。また、介護サービスを利用した際の利用者負担が3割になる(通常は費用の1割または2割)などの保険給付に制限が生じる場合があります。

1年以上滞納	費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
1年6ヶ月以上滞納	費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
2年以上滞納	サービスを利用するときに利用者負担が3割になったり、高額介護サービスなどが受けられなくなったりします。

問 福祉課 介護保険係 ☎57-8591